

日本語教師養成講座420時間総合コース修了生各位

(420時間総合コースに該当するのは学番がK、N、NA、NB、NC、ND、NEで始まる方です)

「登録日本語教員の資格取得に係る経過措置」の該当状況をご説明申し上げます。以下の質問にご回答ください。

質問1	受講されたのは、2020年10月期以降の486単位時間の総合コースですか。
	「はい」の方 → 回答①をご確認ください 「いいえ」の方 → 質問2へお進みください
質問2	平成31年（2019年）4月1日から現在に至るまで、法務省告示校の告示を受けた課程、大学で日本語教師として1年以上勤務されていますか。
	「はい」の方 → 質問3へお進みください 「いいえ」の方 → 回答⑥をご確認ください
質問3	日本語教育能力検定試験に合格されていますか。
	「はい」の方 → 回答②をご確認ください 「いいえ」の方 → 質問4へお進みください
質問4	学士以上の学位を有していますか。
	「はい」の方 → 質問5へお進みください。 「いいえ」の方 → 回答⑤をご確認ください。
質問5	420時間総合コースを受講された時期は、いつですか。
	1990年～2001年8月 → 回答③をご確認ください
	2001年9月～2020年9月 → 回答④をご確認ください

回答①	<p>経過措置のCに該当します。学士以上の学位を有する方（※）は、「応用試験」の合格で登録日本語教員になることができます。経過措置期間は、令和6年（2024年）4月1日～令和15年（2033年）3月31日までです。</p> <p>平成31年（2019年）4月1日から現在に至るまで、法務省告示校等で1年以上勤務されている現職者の方で、日本語教育能力検定試験に合格している方であれば、経過措置のE-1かE-2を選択することも可能です。詳細は回答②をご参照ください。</p> <p>※学士以上の学位がない方でも、令和5年度までに実施された日本語教育能力検定試験の合格者であれば、令和11年（2029年）3月31日までに法務省告示校等で1年以上勤務することで、経過措置のE-1かE-2の対象者となることができます。経過措置の対象者となった際は、回答②の内容が該当します。日本語教育能力検定試験に合格されていない場合は、「登録日本語教員の資格取得ルート」として提示されている「養成機関ルート」か「試験ルート」で登録日本語教員を目指すことができます。</p>	
回答②	<p>昭和62年（1987年）4月1日～平成15年（2003年）3月31日の間の検定試験合格者の方 →経過措置のE-1に該当します。 「講習Ⅰ」「講習Ⅱ」の受講と、講習修了認定試験の合格で、登録日本語教員になることができます。</p> <p>平成15年（2003年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日の間の検定試験合格者の方 →経過措置のE-2に該当します。 「講習Ⅱ」の受講と、講習の修了認定試験の合格で、登録日本語教員になることができます。</p> <p>経過措置期間は、令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日までです。</p>	
回答③	<p>履修科目により異なります。受講状況をお調べし回答いたします。お手数をおかけしますが、下枠内の問い合わせフォームに沿ってお問い合わせください。</p> <table border="1"><tr><td>宛先 shinsei@arc-academy.net 件名：「K番号の経過措置」該当状況について メール本文に以下の内容をご記載ください 氏名（受講時のお名前）、生年月日、学籍番号（わからない場合は記載不要）</td></tr></table>	宛先 shinsei@arc-academy.net 件名：「K番号の経過措置」該当状況について メール本文に以下の内容をご記載ください 氏名（受講時のお名前）、生年月日、学籍番号（わからない場合は記載不要）
宛先 shinsei@arc-academy.net 件名：「K番号の経過措置」該当状況について メール本文に以下の内容をご記載ください 氏名（受講時のお名前）、生年月日、学籍番号（わからない場合は記載不要）		
回答④	<p>経過措置のD-1に該当します。以下の2つを満たすことで、登録日本語教員になることができます。</p> <p>①「講習Ⅱ」の受講と講習修了認定試験の合格、②「応用試験」の合格 経過措置期間は、令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日までです。</p>	
回答⑤	<p>経過措置のFに該当します。「基礎試験」と「応用試験」の合格で、登録日本語教員になることができます。 経過措置期間は、令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日までです。</p>	
回答⑥	<p>経過措置の対象者ではありません。令和11年（2029年）3月31日までに法務省告示校等で1年以上勤務することで、経過措置の対象者となることができます。法務省告示校で勤務するためには、以下の教員要件を満たすことが必要です。</p> <p><法務省告示基準 教員要件> ①大学または大学院において、日本語教育を専攻した方 ②日本語教育能力検定試験合格した方 ③学士の学位を有し、文化庁届け出受理の420時間の養成講座を修了した方</p> <p>「登録日本語教員の資格取得ルート」として提示されている「養成機関ルート」か「試験ルート」で登録日本語教員を目指すこともできます。こちらのルートであれば、学歴不問です。</p>	